

老人クラブ活動等事業実施要綱

老発第0615001号 平成21年6月15日
各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛
厚生労働省老健局長通知
「老人クラブ活動等事業の実施について」の一部改正について

1 目的

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されているところである。

このため、本事業を通じて老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 事業内容

老人クラブは、個々の「老人クラブ」を基礎組織として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとに「市町村老人クラブ連合会」（以下、「市町村老連」という。）、都道府県・指定都市ごとに「都道府県・指定都市老人クラブ連合会」（以下、「都道府県・指定都市老連」という。）、さらに中央に「全国老人クラブ連合会」を組織して、活動を行っているところであるが、本事業は、別添「老人クラブ等事業運営要綱」に沿って事業を行う老人クラブ、市町村老連及び都道府県・指定都市老連に対し、同運営要綱3の（1）及び（2）にあつては市町村が、同（3）にあつては都道府県・指定都市が、同（4）にあつては市町村又は都道府県・指定都市が助成を行う事業とする。

3 留意事項

本事業の実施にあつては都道府県・指定都市及び市町村は、老人クラブ、市町村老連及び都道府県・指定都市老連と連携を図るとともに、老人クラブ等に対する支援に努め、必要に応じ助言指導を行うものとする。